

社会福祉法人坂東市社会福祉協議会職員募集要項

社会福祉法人坂東市社会福祉協議会職員を募集します。

1. 採用予定人員 若干名

2. 職務内容 坂東市社会福祉協議会における業務

3. 採用予定日 令和7年6月1日

4. 受験資格

次に該当する方

①平成4年4月2日以降に生まれた方で高等学校卒業以上の学歴がある方で福祉業務に熱意のある方

②昭和60年4月2日以降に生まれた方で福祉業務の経験があり、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する方

※ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処された者

(3) 懲戒処分により免職された者

5. 申込の手続き

申込書、履歴書（市社協指定のもの）、最終学歴の卒業証明書を社会福祉協議会本所窓口（岩井福祉センター「夢積館」）にご持参ください。

提出書類

① 申込書 ②履歴書（市社協指定のもの） ③最終学校卒業証明書 ④資格証の写し

6. 受付期限 随時

※土曜・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※詳細については、お問い合わせください。

7. 給与等 坂東市社会福祉協議会職員給与規程により支給します。

8. 勤務等

・勤務時間 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分

※年間数日の休日出勤あり（施設管理・地域イベント参加等）

・休日 週休日（土日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

9. 加入保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

10. その他

長期勤続によるキャリアの形成を図る観点から、若年者等を対象とした募集採用とするものです。

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、記載された情報及び提出書類の一切は、採用試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以下の目的には使用しません。

合格された方には、社会福祉協議会就業規程に基づき、医療機関で検査した健康診断書を提出していただきます。職務遂行に支障を来す疾病等がある場合は、採用されません。

採用日から3ヶ月は試用期間となります。勤務状況に応じて一般職員へ登用することもあります。期間中に職員として相応しくないと認められるときは坂東市社会福祉協議会就業規程に基づき解雇する場合があります。

11. 問合せ先

坂東市社会福祉協議会 本所

〒306-0632

坂東市辺田48番地 岩井福祉センター夢積館内
電話 0297-35-4811